

県立図書館

第1節 概要

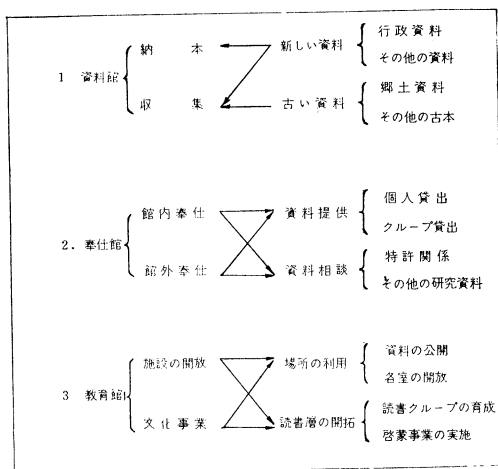
1 民衆の大学へ

流行語を追うわけではないが、県立図書館のビジョンは、と聞かれたら、われわれは、文字どおりの意味で、「民衆の大学」になることだ、と答えることができる。

忘れもしない、昭和24年の春、当時軍政部から、「県立図書館は、いわば民衆の大学であるから、施設もスタッフももっと充実しなければならない。」という意味の、強い指示があった。

それから10年の後に、ようやく新しい建物ができ、ともかくにも県立の唯一の社会教育施設として、図書館資料をとおして県民に対するサービスを行なってきたわけである。

この辺で、つまり、37年度にのぞむにあたって、もう一度、県立図書館の性格とか任務といったようなものを、互いに確認しあって前進しよう、という空気が強まった。そこで、試案ではあったけれども、次のような表を作成して、われわれ自身の業務の反省資料とした。



2 まず資料館として

ここには二つの問題があるようである。

- 1 資料の集め方
- 2 図書費のこと

資料の集め方については、大別すると「納本」および「収集」の二つがあって、もしこのほかに敢えて捨てるならば、「委託」を含めての「寄贈」ということであろう。

ここで取り上げることは、「納本」のことである。戦

前および戦時中は、余りに言論の自由、出版の自由などが抑圧され、検閲制度などもあって、たいへん苦しい経験をもっている。戦後はその反対で、誰もが自由に発言し、誰もが自由に出版できる。しかしその反面、折角公開の目的で出版されたものが公開の代表的機関である公立図書館に納本されることなく、単に個人の手に渡されるだけで、公開の目的が十分に達成されなかったきらいがある。

幸い県立図書館においては、3年前から、知事部局、県教委その他の県段階における機関の協力を得て、いやしくも公開の目的をもって県費をもって印刷されたものは、すべて県の出納室をとおして県立図書館に送られてくる。

これは単に現在の県民に利用せしめるだけでなく、将来の県民にも利用させようとする願望に基づくものである。これと同じように、本県の市町村および民間における印刷物が、少なくとも公開することを前提としているものについては、県立図書館に一部納めていただきたいものである。

最近では、無名の寄贈者も増えてきている。

(その一例)

私がかつて愛読した本です。そんなに汚していないと思いますが貴館をとおして施設の図書室にでも納めていただければ望外の喜びです。

(ヘルマン・ヘッセ著作集)

次に図書費の問題であるが、これは図書館協議会の答申の中で再び問題になるので、ここでは全国都道府県立図書館の県民一人あたり僅かに2円弱だということと、本県はこの平均額にも満たぬということのみを記しておくにとどめる。

3 奉仕館として

ここでは三つの問題があるように思われる。

- 1 主なる対象のとらえ方
- 2 特許または調査研究のための資料についての相談
- 3 サービスの在り方

・冬期間、温い部屋を求めて学生たちが県立図書館に集ってくる。そこで、県立図書館側としては、古い机や椅子をもち出してきて、展示室から特別参考室までも開放し、一般成人の利用者に影響を興えないように、という配慮をした。ところが、坐席を増やした学生が増えたのではなく、坐席の数を上まわって学生が増えたのである。つまり、それだけ一般成人が尻込みして、県立図書館から遠ざかったということである。これではいつま